

検査又は調査の結果（令和６年度）

中部近畿産業保安監督部近畿支部

検査等年月日	鉱山（所在地）	鉱種	操業 状態	検査等内容	結果	措置内容
令和6年6月26日	兵庫県	非金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、災害の発生した鉱山において、災害の状況・発生原因等について立入検査を行った。	－	・令和6年6月24日、亀裂部分を溶接修理した際に発生した災害について、原因調査及び再発防止対策を検討し、報告すること。
令和6年7月17日	京都府	金属	廃止	廃止鉱山からの排水の水質について廃止鉱山管理状況調査を行った。	適	
令和6年7月26日	滋賀県	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、鉱山において定められた保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているか、鉱山からの騒音、振動が基準に適合しているか、について立入検査を行った。	適	
令和6年7月31日	兵庫県	非金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、災害の発生した鉱山において、災害の状況・発生原因等について立入検査を行った。	－	・令和6年6月24日、亀裂部分を溶接修理した際に発生した災害について、更に詳細に原因調査し、可能性も含めて考えられる原因については、再発防止対策を検討、報告すること。
令和6年8月1日	京都府	金属	廃止	廃止鉱山からの排水の水質について廃止鉱山管理状況調査を行った。	適	
令和6年8月21日	滋賀県	非金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、鉱山において定められた保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているか、について立入検査を行った。	適	
令和6年9月4日	滋賀県	非金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、鉱山において定められた保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているか、について立入検査を行った。	不適	・ダンプトラック2台について、荷台及び油圧作動装置の点検を実施すること。
令和6年9月13日	滋賀県	非金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、鉱山において定められた保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているか、について立入検査を行った。	不適	・ダンプトラックの年時点検を保安規程に基づき実施すること。 ・鉱山道路の一部において、転落防止措置がなされていない。
令和6年9月19日	兵庫県	金属	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか、について立入検査を行った。	適	
令和6年9月27日	滋賀県	非金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、鉱山において定められた保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているか、について立入検査を行った。	不適	・ベルトコンベア駆動チェーンの防護措置が不十分。 ・ダンプトラックについて、荷台及び油圧作動装置の点検をすること。
令和6年10月2日～3日	滋賀県	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、鉱山において定められた保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているか、鉱山からの鉱煙、騒音及び振動が基準に適合しているか、鉱山の屋内粉じん作業場において作業環境が基準に適合しているか、について立入検査を行った。	適	
令和6年10月22日～23日	福井県	金属	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか、集積場の保守管理状況等が適切か、について立入検査を行った。	適	
令和6年10月30日～31日	兵庫県	金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山及び附属施設からの排水及び鉱煙が基準に適合しているか、について立入検査を行った。	適	
令和6年11月12日～13日	兵庫県	金属	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか、について立入検査を行った。	適	
令和6年11月18日～19日	兵庫県	金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、鉱山において定められた保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているか、鉱山からの鉱煙及び排水が基準に適合しているか、集積場の保守管理状況等が適切か、について立入検査を行った。	適	
令和6年11月26日	和歌山県	金属	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか、について立入検査を行った。	適	
令和6年12月5日～6日	京都府	非金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山の屋内粉じん作業場において作業環境が基準に適合しているか、集積場の保守管理状況等が適切か、について立入検査を行った。	適	
令和6年12月11日～12日	京都府	金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山及び附属施設からの排水、鉱煙が基準に適合しているか、について立入検査を行った。	適	
令和7年1月17日	兵庫県	非金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、鉱山において定められた保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているか、について立入検査を行った。	不適	・車両系鉱山機械について、3ヶ月に1回以上の点検記録が保存されていない。 ・電気工作物の接地抵抗測定について、接地抵抗値が基準を満たしていない
令和7年2月6日～7日	兵庫県	非金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、鉱山において定められた保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているか、について立入検査を行った。	適	
令和7年2月12日～13日	兵庫県	非金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、鉱山において定められた保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているか、鉱山からの騒音、振動及び排水が基準に適合しているか、について立入検査を行った。	不適	・電気設備のうち、継電器に係る試験を保安規程に定める頻度で実施していない。 ・振動測定を保安規程に定める頻度で実施していない。

注1：操業状態の区分は、次のとおり。
稼行：鉱業法に基づき鉱業が行われているもの。
休止：鉱業法に基づき事業休止認可を受けたもの。
廃止：鉱業法に基づき鉱業権が廃止されたもの。
注2：結果の区分は、次のとおり。
不適：鉱山保安法令に不適合等である事項が認められた検査等の結果。
適：「不適」以外の検査等の結果。